

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



平成31年1月

CONTENTS

	頁
◆新年のご挨拶 (一般社団法人三重県トラック協会 小林会長)	2
◆政策協議会のご報告	3
◆業務運営委員会のご報告	3
◆適正化評議委員会のご報告	4
◆第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会のご報告	4
◆青年塾開催結果報告及び部会員募集について	5
◆降積雪期における輸送の安全確保について	6
◆貨物自動車運送事業法の一部改正について	7
◆再度の確認です 標準約款改正に伴う国交省届出はお済みですか？	8
◆運行管理者 一般講習のご案内	8
◆整備管理者 選任前研修 開催のご案内	9
◆平成30年度 助成金の申請期限について ご注意	10
◆平成31年度 助成金について	10
◆平成30年度国交省補正予算 補助金について	10
◆外部研修助成 対象機関追加のお知らせ	11
◆全日本トラック協会優秀運転者顕章(金・銀十字章)	11
◆チャレンジ123実施結果報告	11
◆定期発送をホームページに掲載します	11
◆新入会員様のご紹介	12
◆会員様の所在地名称・変更等	12

◇荷主と運送事業者の協力による

取引環境と長時間労働の改善に向けた ガイドライン ……チラシ

～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい。 ～～

一般社団法人三重県トラック協会

<http://www.santokyo.or.jp>

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095





新年のご挨拶

一般社団法人三重県トラック協会
会長 小林 俊二

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年賜りましたご高配に対し厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、原油高や米中の貿易摩擦など懸念材料はありましたが、我が国経済は、比較的堅調な状況で推移しました。一方、国内の生産年齢人口の減少に伴って、業界における労働力の不足が極めて顕著な状況でありました。会員各位には、ドライバーの確保に苦慮をされているところでもあります。

私ども運送業界において改善しなければならない最大の課題は、ドライバーの「長時間労働の是正」と「労働条件等処遇の改善」であります。

トラック運送業界が健全な発展を遂げるためには、第一線の現場で働くドライバーが、仕事に対する希望を持ち、自身の仕事に誇りを持つことが何より必要です。国は、働き方改革の中で、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化を掲げ、長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の効果に取り組む事としています。昨年6月29日、国は働き方改革関連法案を成立させ、本年4月1日からは「年休5日取得の義務化」、また、2023年4月1日から適用される、月60時間超の時間外割増賃金率引き上げ（25%→50%）の中小企業への適用、2024年4月1日からはドライバーの時間外労働の上限規制（年960時間）の適用が決定されました。

当業界は、これらの問題解決のため、荷主企業との取引環境改善を図らなければ、事業継続は困難と思慮します。

コンプライアンス経営を堅持しつつ、徹底した省エネ、コスト削減など、企業防衛に徹した事業展開に努めて参りましたが、自助努力も限界に達しています。業界は、標準貨物自動車運送約款の適正な運用を図り、トラック運送事業者と荷主企業との間における取引環境の改善取組が何より重要であると感じます。

我々トラック運送業界は、厳しい経営環境の中にあっても、安全対策・環境対策の継続的推進が最大の課題であり、業界に対する交通事故・労働災害防止等の安全・安心の確保、法令遵守の徹底は、地域・社会の終わることのない要請であるとともに、社会との共生を図る上においても事業の本質であると思っております。

協会では、長時間労働が常態化しているトラック事業における労働環境・労働時間改善のため、国土交通省及び厚生労働省の両省の主導の下設置された、「トラック事業における労働環境・労働時間改善三重県協議会」で、トラック事業における実態を調査、ヒヤリング・パイロット事業を経て、荷主・運送事業者の理解を得つつ、問題解決に向けた全国の実証実験結果をとりまとめた「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の広報・啓発による周知・徹底に努めています。

これら諸般の事情に鑑み、昨年12月8日未明の参議院本会議において、貨物自動車運送事業法の一部改正が全会一致で可決成立しました。法令を遵守し適正に事業を営む者が事業を継続することができ、法令を守らない・守れない悪質事業者は業界から退場していただく、また、悪質な荷主に対する現行の勧告制度も強化されました。全ト協は、今後改正作業に係る対応を推進し、「規制の適正化」「事業者が遵守すべき事項の明確化」「荷主対策の深度化」「標準的な運賃の告示制度の導入」といった措置を早急に実施していくことにより、ドライバーの労働条件の改善を図り、事業の健全経営に資するよう取り組むこととしています。

今、業界における新たな労働力の確保は、喫緊の課題であります。長時間労働の実態を早期に克服し、他産業並みの労働環境となるよう改善、整備に取り組んでまいります。

私どものトラック運送事業は、公共的輸送機関であることを認識し、運輸安全マネジメントの導入推進、事業用自動車総合安全対策の推進・実施、労働災害防止のためのリスクアセスメントの実行、適正な労務管理の施策実行等々の取り組みを推進し、適正・健全な事業運営に努めなければならないと考えております。

協会では、適正な事業運営の確保を図っていくためにも、過重な自動車関係諸税の負担の軽減、高速道路通行料金の引き下げや割引率の拡大、地球温暖化・排出ガス削減対策問題解決のためにも、渋滞のない、円滑な交通道路ネットワークの実現等、山積する諸課題への対策実現に向けた活動等、引き続き、強力な要望活動を展開してまいらなければなりません。

今後においても、業界を取り巻く様々な環境は厳しい情勢が続くものと懸念されますが、国民生活と産業活動を支える基幹産業として維持発展を目指し、会員の皆様と協会が一致結束して現下の諸課題や難局を乗り越えてまいりたいと思っております。

協会は、国民生活の安全・安心な暮らしを支えるため、運輸事業振興助成交付金の効果的な活用・効率運用を図り、山積している安全対策、環境対策等の諸課題に対する取り組みや、経営の安定・適正な事業運営のための支援措置・助成措置等を講じてまいります。

本年も、関係各位には一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆ 政策協議会のご報告

平成30年度第4回政策協議会を開催しました。

○政策協議会（支部長会）

日時 平成30年12月12日（水）12:30～
出席者 小林会長ほか各支部長9名及び専務理事



協議事項 理事会上程議案

1. 平成30年度主な助成事業の進捗状況及び次年度事業計画等について
2. 当面の諸問題について
3. その他

以上について、ご協議頂いた後、各支部の平成30年の活動状況及び次年度事業活動についての意見交換も行いました。

◆ 業務運営委員会のご報告

30年12月3日（月）業務運営委員会が開催されました。下半期の事業運営状況の確認と平成31年度の取り組みが議題となりました。委員会の概要をお伝えします。（構成委員18名 委員長（株）三重物流 廣野 修氏）

(1)事業運営状況 今年度の研修事業・行事等 下半期の状況を報告し承認されました。

安全宣言事業所 チャレンジ123 **+Plus 77** / 200days 安全宣言ラリー

- ・ 7 / 1～10 / 31 = 123日にチャレンジ 合計200日 安全宣言
- ・ 11 / 1～1 / 16 = 77日追加チャレンジ 62社 1473名 参加

環境にやさしいトラック輸送 エコドライブやアイドリングストップ 取組実施事業所
10社 実施

労働力確保セミナー + ステップアップ研修 ステップアップ研修参加のモデル事業所
3社決定

助成対象 伊賀の上野自動車学校「エコドライブ講習」を1月から助成対象に。助成額 5,000円

ステップアップ研修・モデル事業については、終了後に可能な範囲で取り組み内容と効果等結果の公表を行う予定です。

初任運転者講習は次年度より 概ね2か月に1度の頻度で開催する予定。無料で実施します。

他の運送会社でのドライバー経験があれば初任運転者教育は不要か？ 前の会社で受けて無くても良いか？→ 前の会社で教育されている事を前提とし あらためての初任教育の義務は無い。ただし、3年間空白があれば必要である。3年間乗ったことがない人等の採用時は注意が必要。
・あまり認識していないことであるため、開催案内に対象となる人を明確に案内する事とします。

(2)平成31年度にむけて 意見交換が行われました。

助成金が9月頃早期終了となる事はできるだけ避け、ある程度の助成を受けられるような制度にしたい。限られた予算の中での対応方法を検討する。

映像制作 人材確保対策として、トラック業界の紹介とイメージアップのための動画制作を行ないます。これから社会に出る学生が就職先候補を選択する際に、業種選定や人生設計の参考となる動画制作を目指します。

働き方改革関連法 労働基準法、労働安全衛生法等の改正内容周知と対応するための研修を行います。

◆ 適正化評議委員会のご報告

日時 平成30年11月19日(月) 10:30～

場所 ホテルグリーンパーク津 木犀の間

出席者 評議員委員6名 (学識経験者、マスコミ関係者、荷主関係者、労働組合関係者、一般消費者関係者、運送事業者関係者)

参考人2名 (三重運輸支局長、三重運輸支局 輸送・監査担当 運輸企画専門官)

適正化実施機関6名 (小林会長、伊藤専務理事、川方事務局長、適正化指導員(3名))

協議事項 ① 平成30年度適正化事業の推進状況の報告

② 巡回指導結果の報告

以上について、承認されました。

◆ 第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会のご報告

日時:平成30年12月20日(木) 15時00分～17時00分

場所:プラザ洞津 3階 孔雀の間

(委員15名のうち出席委員13名 委員長 名城大学経済学部教授 山本 雄吾氏)

三重県のトラック運送業における取引環境及び労働時間の改善に向けた環境整備を図るため、第10回協議会が上記日時にて開催されました。

協議会では、全国の都道府県協議会において平成28年度、平成29年度の二カ年にわたり行われたパイロット事業の取り組み事例をとりまとめた「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」について説明がされた後、各団体から周知対策についての取り組みの発表が行われました。

その後、中部運輸局より次年度以降の協議会の取り組みと、三重労働局から「働き方改革」に関する状況についての説明がなされました。



(1) 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

(株)野村総合研究所より、ガイドラインについて説明が行われた後、経済団体(三重県商工会議所連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県商工会連合会)より、周知対策の取り組みを発表。

① 商工会議所の部会を通じ周知を行う。

② いろいろな機会を捉え、会員組合等に周知を行う。

③ ガイドラインを荷主企業に置いてくるだけでは意味がない、中身についての説明を行い周知を行う。

◇ 委員会からの意見

- ・ガイドラインは使いようによってはいいものになる、運送事業者がどう活用していくかの意識が重要。
- ・最近では荷主側も運送事業者から選ばれるようになってきている。また、運送に付帯する作業コストがいくらかかっているかも理解している。

(2) 次年度以降の協議会の取り組みについて

事務局から、協議会については自動車運転者への時間外労働の上限規制が適用開始となる2023年までの5年間の取り組みについて説明を行った。

協議会については今後5年会存続していくことが承認された。

(3) 「働き方改革」に関する状況について

三重労働局より、平成30年度過労死等防止対策について説明の後、「働き方改革」を推進するための関係法律についての概要を説明。

(4) その他

中部運輸局より、自動車運送事業の「働き方改革」の動き等について説明。

◆ 青年塾開催結果報告及び部会員募集について

12月15日(土)三重県トラック協会 北部輸送サービスセンターにおいて青年塾を開催し、18名の方に参加頂きました。

講師に 社会保険労務士 春山事務所代表 **春山 康男 様**を招聘し「労務トラブルから会社を守る～未来を生き抜く会社になるには～」についての講演会を行いました。



労働時間を記録・管理していない会社、労働条件を書面で交付していない会社は、労働紛争において勝てない為、労働時間の記録・管理と労働条件の書面交付は、労務トラブルの未然防止と早期解決の必須条件であるという内容での青年塾となりました。

本会趣意 1. 次代を担う経営者、後継者、管理者等による研鑽活動を通じ、社会に認められる経営者となるために資質の向上を図る。

2. 経済情勢の変化に適合する企業経営を、積極的にリードし得る人材を育成する。

3. 部会活動を通じ交流を深める。

主な行事 年数回青年塾と称し研修会を実施しており、他にも他府県青年部等との交流会、情報交換を行っております。

概要 三重県トラック協会青年部会 部長 青山好一 ((有)青山商店荷役)
部会員 70名

会員資格 会員事業者の中で満50歳以下の経営者、後継者、管理者並びにそれに準ずる者

会費 年会費 12,000円

**青年部会では随時会員を募集しています。ご入会をお考えの方はご連絡下さい。
女性部会員様もご入会頂いております。女性の方も大歓迎です。**

※問い合わせ先 三重県トラック協会青年部会事務局 内藤まで
TEL 059-227-6767 E-mail seinenbu@santokyo.or.jp

◆ 降積雪期における輸送の安全確保について

近年、12月～1月に予想を超える大雪となることが増え、適切な雪道対策が求められます。大雪等の交通事故やスリップでトラックが立ち往生してしまうと、周辺道路の大渋滞を招き、迂回路のない地域では大混乱を来します。**降雪地域を運行する場合は、タイヤチェーンを必ず携行する**など、雪道対策を万全に整え出発するようお願い致します。

point.1

積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底してください。

※スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実に行ってください。

point.2

点呼時に、運行経路の道路情報、気象情報に基づき運転者に適切な指示をしてください。

point.3

積雪・凍結時における要注意箇所の把握をしてください。

point.4

気象状況が急変し、安全運行が確保できない場合、運行計画の変更及び利用者への情報提供等の適切な措置を講じてください。

point.5

スリップの要因となる**急発進、急加速、急制動、急ハンドル**を行わないよう指導すると共に、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底してください。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識：新設

2018年12月14日より、チェーンの装着を指定された区間では、タイヤチェーンを装着した車両のみ通行可能となります。

異例な降雪時には、国土交通省から大雪に対する緊急発表が行われ、チェーン規制が実施されます。チェーン規制は、過去に立ち往生が発生したような急な勾配の区間で、規制を示す標識や監視カメラの設置、チェーンの着脱場所の確保などの準備が整った箇所を対象に実施されます。

チェーン規制対象区間を、チェーンなしで走行した場合、道路法又は道路交通法の規定に基づき処罰されることがあります。

※チェーン規制について※

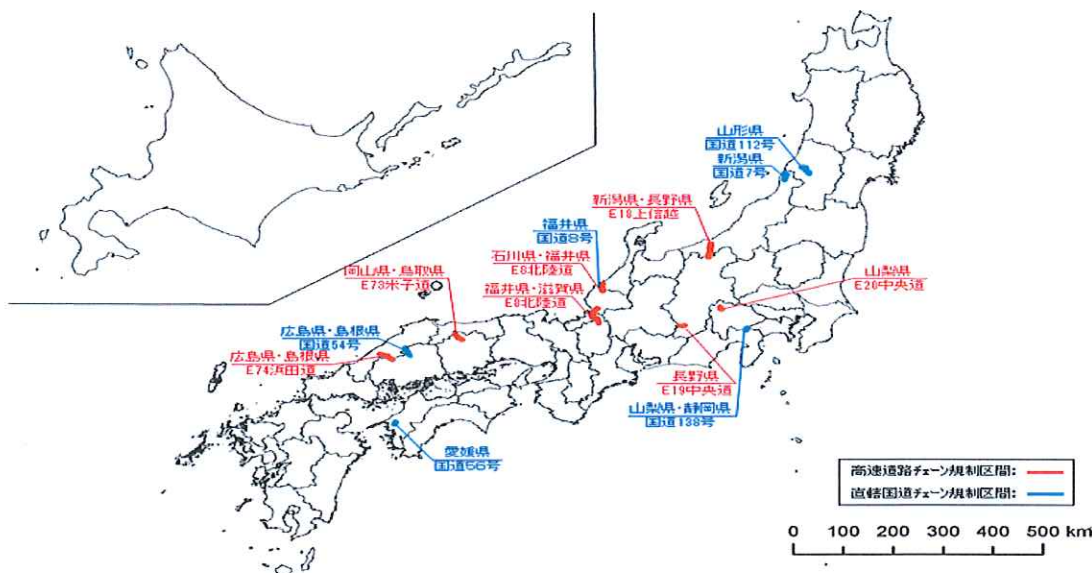
大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪があるときに実施されます。

規制されている間は、タイヤチェーンを装着していないと通行できなくなります。

規制区間は全ト協HPよりご確認ください。



<http://www.jta.or.jp/info/snow.html>



◆ 貨物自動車運送事業法の一部改正について

30年12月7日臨時国会において「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法案」が可決・成立しました。「働き方改革」関連法の施行に伴い、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、緊急にドライバーの労働条件を改善するために実施されます。

主な改正の概要は以下の通りですが、施行日や内容の詳細は決まり次第お知らせいたします。

1. 規制の適正化 ① 欠格期間の延長等 法令に違反した者等の参入の厳格化 ・欠格期間の延長（2年→5年） ・処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限 ・密接関係者（親会社等）が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等	② 許可の際の基準の明確化 以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化 ・安全性確保（車両の点検・整備の確実な実施等） ・事業の継続遂行のための計画（十分な広さの車庫等） ・事業の継続遂行のための経済的基礎（資金）等
③ 約款の認可基準の明確化 荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化 →原則として運賃と料金をとを分別して收受 = 「運賃」：運送の対価 「料金」：運送以外のサービス等	

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 （許可後、継続的なルール遵守） ① 輸送の安全に係る義務の明確化 ・事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等	② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設 ・車庫の整備・管理 ・健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付
--	---

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。 トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難（例：過労運転、過積載等） →荷主の理解・協力のもと働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施	
① 荷主の配慮義務の新設 ・トラック事業者が法令遵守できるよう荷主の配慮義務を設ける	② 荷主勧告制度（既存）の強化 ・制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加 ・荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記
③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設【2023年度末までの時限措置】 (1)トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合 →①国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有 ②国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ (2)荷主への疑いに相当な理由がある場合→国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請 (3)要請をしてもなお改善されない場合→国土交通大臣が、関係行政機関と協力して 勧告+公表	
↓	
荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知	

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【2023年度末までの時限措置】 【背景】 荷主への交渉力が弱い等 → 必要なコストに見合った対価を収受しにくい → 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない	標準的な運賃の告示制度の導入 (労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため) 国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる
法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的	

◆ 再度の確認です 標準約款改正に伴う国交省届出はお済みですか？

「新標準貨物運送約款」施行後、新約款の適用と国土交通省への運賃届出は済ませていただきましたか？ まだの会員様は、至急届け出をお願いします。

国交省未届けの会員様へ

国交省では、運送事業者様各社の手続き状況の確認を行っています。

届出は必須事項です。

**未提出の会社は 国土交通省の
監査対象となるとのことです。**

至急トラック協会にご相談ください。

- I 新標準運送約款を掲示して下さい。
- II 国交省に 運賃料金の変更届出を行って下さい。
- III チラシなどを活用し 取引先に説明を行って下さい。
「積込料金と取卸し料金のこと」
「附带業務で発生する料金のこと」
「待機時間料金のこと」

新標準約款では「積込料と取卸料」「待機時間料」が規定されています。

「積込や取卸作業」あるいは「待ち時間」が発生することがない。または、積込や取卸作業をドライバーが行っているが 今の取引では「運賃コミコミが変えられない」。不当な待ち時間はあるが「別途料金として貰えない」という場合でも、国交省への届出は必要です。

この場合は、他の仕事で長時間の手積み手卸しや不当な待ち時間が発生した場合は、これくらいの金額をいただかないと収支があわない等を想定し届出して下さい。なお、お取引先には動向説明を行い、この料金制度が浸透するよう努力をお願いします。

なお、新標準運送約款を適用せず 旧約款での継続がどうしても必要な場合は、別途 約款変更認可申請が必要となります。

監査により下記の違反事実が判明した場合は、行政処分の対象となります

- 運賃・料金の変更をしていない場合 初違反：警告 再違反：10日車
貨物自動車運送事業法第60条第1項報告義務違反
- 新標準約款以外(独自約款)を使用するにもかかわらず、認可申請をしていない場合
初違反：20日車 再違反：40日車
貨物自動車運送事業法第10条第1項運送約款認可違反
- 使用する約款を主たる事務所その他営業所へ掲示していない場合
初違反：警告 再違反：10日車
貨物自動車運送事業法第11条運送約款の掲示義務違反

※参考 未手続のままですと行政処分(20日車)や罰則(100万円以下の罰金等)の対象となります

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

平成30年度運行管理者一般講習は下記の日程で開催されますのでお知らせします。

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は 【無料】 です。

自動車事故対策機構		受付 9:15～ 講習 10:00～16:30
2月15日(金) 2月22日(金)	津 メッセウイングみえ 四日市 北部輸送サービスセンター	同機構のホームページ講習のご予約から お申込み下さい
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		受付 9:20～ 講習 10:00～16:00
3月8日(金) 3月16日(土) 3月17日(日)	津 トラック協会 松阪 松阪地区輸送サービスセンター 津 トラック協会	ローカルネット協同組合連合会のHP 一般講習開催のご案内から 受講申込書で お申込み下さい

ヤマト・スタッフ・サプライ(株)		受付 9:30～ 講習 10:00～16:20
1月20日(日)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	ヤマトスタッフサプライに直接ご連絡下さい Tel 052-228-9770 Fax 052-228-9780
1月26日(土)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
3月23日(土)	四日市 北部輸送サービスセンター	

【受講対象者】 ①～③のいずれかに該当する方

- ①運行管理者に新たに選任された方
- ②運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③前回受講できなかった運行管理者の方

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】

今年度対象者は、前回の受講が28年度(2016年度)の方 および 2年度以上受講されていない方です。

【ご注意】

平成24年4月16日以降に 選任届出された 運行管理者の方で、これまで一度も基礎講習を受講されたことがない場合は 基礎講習の受講が必要となります。

お問い合わせ先

- ・独立行政法人 自動車事故対策機構三重支所
〒510-0085
四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階
TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
- ・日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
〒453-0015
名古屋市中村区椿町20-15 名古屋国鉄会館内3F
TEL 052-459-2354 FAX 052-459-2355
- ・ヤマト・スタッフ・サプライ
〒460-0002
名古屋市中区丸の内1-17-19キルクス丸の内ビル3F
TEL 052-228-9770 FAX 052-228-9780

◆ 整備管理者 選任前研修 開催のご案内

「整備管理者選任前研修」の 次回開催日程をご案内します。

受講料は【無料】です

別紙にてお申し込み下さい

この講習は 整備士の資格がない方を 整備管理者に選任する場合に必要な講習です。

1.	整備管理者選任前研修		申込期間
第4回	2月18日(月)	(受付13時～) 13:30～17:00	1/28 から 2/8 必着 先着順受付 定員(120名)

◇ 受講希望の方は別紙の受講申込書+免許証の写し+返信用封筒を下記にご郵送下さい。

* 返信用封筒は【定形サイズ・返信先宛名記入・82円切手貼付】

・申込先 **中部運輸局 三重運輸支局 整備担当** TEL 059-234-8411
〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-9

◇ 開催場所 **メッセウイング・みえ** 2階 大研修室 TEL 059-223-4655

◇ 研修当日 ①本人であることが確認できるもの【写真付の身分証明書、運転免許証など】
必要なもの ②筆記用具

◇整備管理者を選任するには、下記の(1)(2)いずれかが必要です。

(1)	整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検もしくは整備又は整備の管理に関して2年以上の実務経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修(整備管理者選任前研修)を修了した者
(2)	1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者

「道路運送車両法」により、整備管理者を外部に委託することはできません。

万一、自社に選任要件を満たす上記の有資格者不在の事業所は、この機会に受講下さい。

◆ 平成30年度 助成金の申請期限について ご注意

現在 受付中の 助成制度

- ・低公害車 ・環境対応型規制適合車
- ・蓄熱マット、電気毛布 ・クーラー、ヒーター
- ・信用保証料 ・運転資金等一部利子補給
- ・ISO、グリーン経営

受付を 終了した 助成制度

- ・上位運転免許 ・安全衛生法等関係資格
- ・睡眠時無呼吸症候群 ・脳ドック、心臓ドック
- ・EMS機器 ・ドライブレコーダー機器
- ・安全装置(バックカメラ等)
- ・可動式突入防止装置

予算がある **助成制度の最終締切日** は **平成31年1月31日(必着)** です。
なお、平成30年 2月～9月の実施分は12月末で申請受付を終了しました。10月以降に実施されたものは速やかに申請してください。

【トラック協会の助成金 申請期限】助成申請が可能となる起算日から **3ヶ月以内** です
起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。

3ヶ月後の同日の取り扱い

- * 郵送での提出は、『〆切日の消印有効』です。但し土・日・祝日の場合は、翌日までが対象です。
- * 直接持参にて提出いただく場合、土・日・祝日などトラック協会の休業日が〆切日となる場合は、翌営業日まで受付を致します。

但し、**最終締切日 平成31年1月31日**に限り申請書は **必着** とさせていただきます(一部を除く)

- * 予算に達した時点で、受付は終了させていただきますので、ご了承ください。

※ 申請期限内に申請いただかないと受付できません。ご注意下さい。(詳細はHPをご覧ください)

最終締切日の取扱い

1月末頃の実施で領収書など、発行元からの書類が届かず申請締切に間に合わない場合は、**申請書を1月31日迄に提出し、添付書類は2月15日までに提出してください。**
但し領収書など、発行元からの書類は1月末迄の日付に限ります

重要

平成30年2月1日～平成31年1月31日の間に実施したものは1月31日が申請締切日です。実施後3ヶ月以内の申請であっても最終締切日「1月31日」までに申請をしていただかないと助成できなくなりますのでご注意ください。

◆ 平成31年度 助成金について

助成金

平成31年度の助成金事業については現在検討中です。詳細は6月頃の定期発送にてご案内予定です。また、助成対象としましては、平成31年2月1日以降に実施(購入・リース・借入・資格取得)されたものを予定しています。

◆ 平成30年度国交省補正予算 補助金について

平成30年度国交省補正予算において、テールゲートリフター及びハイブリッド車の導入補助金が予定されています。今年1月開会の、通常国会における予算成立後、**詳細が決まり次第、ホームページにアップいたしますのでご確認ください。**

◆ 外部研修助成 対象機関追加のお知らせ

外部研修助成において、対象機関が追加となりましたのでお知らせいたします。1月受講の分から対象となりますのでご活用ください。なお、他の指定機関・申請方法等は当協会のホームページにてご確認ください。



機関名： **上野自動車学校**
 住所： 〒518-0023 三重県伊賀市野間233番地
 電話番号： 0595-21-1000
 FAX番号： 0595-24-1130
 研修名： エコドライブ研修
 助成金額： 5,000円（研修料金 6,480円）

研修の内容・空き状況
 などは直接研修期間に
 お問い合わせください

【手順について】申し込み・支払いは**直接上記機関にしてください**。研修を受講した翌月10日頃トラック協会より**助成金申請書がFAXで届きます**ので、【修了証・領収証等】を添付し**郵送**してください。

◆ 全日本トラック協会優秀運転者顕章（金・銀十字章）

8月に、ご推薦いただきました「全日本トラック協会優秀運転者顕章」の受章者が、12月開催の（公社）全日本トラック協会の理事会にて承認され決定いたしました。表彰状とバッジを送らせていただきました。



◆ チャレンジ123実施結果報告

三重県主催の互いに安全運転を呼び掛けながら123日間無事故・無違反に挑戦する「チャレンジ123」の結果ができました。

トラック協会は交通安全対策事業の一環で参加費の一部を助成し、達成したチームには副賞としてQUOカードと賞状を贈呈しています。

三重県では達成したチームに抽選で旅行券等豪華賞品が当たるチャンスがあります。



	参加	達成	達成率	昨年度
三重県全体	11,737	11,195	95.4%	94.4%

抽選会
 日時：2月18日(月)13:30～
 場所：イオン津ショッピングセンター

★当選チームは県のホームページに掲載されます★
<http://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/85891046959.htm>

※トラック協会への『達成チーム記念品申込み』の

申込期限、**1月25日(金)** までに**FAXか郵送**でお申し込み下さい。

◆ 定期発送をホームページに掲載します

定期発送を平成31年1月分より三重県トラック協会ホームページの「会員向けコンテンツ・ご案内」に掲載させていただきます。

The screenshot shows the homepage of the Mie Prefecture Truck Association. The main navigation bar includes 'HOME', '三重県トラック協会とは', '協会からのお知らせ', '会員向けコンテンツ・ご案内', and 'イベント・活動報告'. A red circle highlights '会員向けコンテンツ・ご案内', and a red arrow points to a sub-menu item '定期発送' (Regular Delivery) which is also circled in red.

いつでもご確認ください！ <http://www.santokyo.or.jp/member/>

「会員向けコンテンツ・ご案内」→「定期発送」をクリック！

◆ 新入会員様のご紹介

会員名	(株)藤一商事 三重営業所	TEL	059-336-5417
支部	桑員支部	FAX	059-336-5418
所在地	〒511-0217 いなべ市員弁町大泉新田字南八畝割590-2	規模	車両10両、従業員10名

会員名	(有)レッカージャンボ	TEL	059-383-3451
代表者名	尾崎 廣士	FAX	059-383-5547
支部	鈴鹿支部	規模	車両5両、従業員6名
所在地	〒513-0803 鈴鹿市三日市町字中ノ池1820-46		

会員名	三重県流通サービス(協組)	TEL	059-223-4177
代表者名	小谷 まゆみ	FAX	059-223-4433
支部	利用運送事業	規模	車両0両、従業員2名
所在地	〒514-0003 津市桜橋三丁目53番地の11		

◆ 会員様の所在地名称・変更等

桑員支部	(株)溝口	代表者/溝口 育弘
鈴鹿支部	生川物流(有)	退会
伊賀支部	幸栄産業運輸(株)	退会
	(有)千堀機工	FAX/ 0595-47-0374
南勢支部	双運物流(株)	住所/ 〒498-0066 弥富市楠1丁目70
利用運送事業	(株)ユーライン	退会

* ご意見ご相談等をお寄せ下さい *



三重県トラック協会 FAX 059-225-2095

～ 荷主と運送事業者のためのガイドラインが作成されました！ ～

荷主

と 運送事業者 の協力による

取引環境と長時間労働の改善に向けた ガイドライン

荷主とトラック運送事業者が連携して実施した、トラック運送事業における荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業の成果を取りまとめたガイドラインが作成されました。

トラックドライバーは、他業種の労働者と比べて長時間労働などの実態にあり、近年ドライバーになる方を確保することが困難になってきています。このままでは、近い将来、安全で良好なサービス品質により荷物を運ぶことができなくなり、生活・経済にまで影響を及ぼしかねません。

就業構造比較	トラック	全産業平均
運転者数	83万人	—
(女性比率)	2.4%	43.8%
平均年齢	47.8歳	42.5歳
労働時間	217時間	178時間
年間所得額	454万円	491万円

(出典:国土交通白書2018 一部抜粋)



(出典:自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議(第4回)資料一部抜粋)

「取引環境と長時間労働の改善に向けた取組み」には、発荷主、着荷主の協力が不可欠ですが、問題解決に向けては、何をどのように進めれば良いのかわからないことも多く、解決のプランをゼロから検討することは大きな負担となっています。

そこで、本ガイドラインは、改善に向けた取組みの進め方のステップを示すとともに、それぞれの課題に応じた対応例を紹介するという2段階に分けた記述となっており、取組みのプロセスをわかりやすく解説しています。(是非ご活用お願いします。)

ガイドラインのイメージは裏面のとおりです。
全体版は以下の国土交通省ホームページをご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000022.html

(ガイドライン、事例集は当該ページの下段に掲載されています。)

※右記のQRコードをスマートフォン等で読み取り、ご覧いただくことも可能です。



【相談窓口】

中部運輸局自動車交通部貨物課 ☎052-952-8037
愛知運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎052-351-5312
静岡運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎054-261-1191
岐阜運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎058-279-3714
三重運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎059-234-8411
福井運輸支局 輸送(貨物)担当 ☎0776-34-1602

愛知労働局 労働基準部監督課 ☎052-972-0253
静岡労働局 労働基準部監督課 ☎054-254-6352
岐阜労働局 労働基準部監督課 ☎058-245-8102
三重労働局 労働基準部監督課 ☎059-226-2106
福井労働局 労働基準部監督課 ☎0776-22-2652

愛知県トラック協会 ☎052-825-5000
静岡県トラック協会 ☎054-283-1910
岐阜県トラック協会 ☎058-279-3771
三重県トラック協会 ☎059-227-6767
福井県トラック協会 ☎0776-34-1713

愛知県働き方改革推進支援センター ☎0120-868-604
愛知県働き方改革推進支援センター ☎0800-200-5262
(豊橋出張所)

静岡県働き方改革推進支援センター ☎0800-200-5451
岐阜県働き方改革推進支援センター ☎058-201-5832

三重県働き方改革推進支援センター ☎0120-331-266
福井県働き方改革推進支援センター ☎0120-14-4864

ガイドラインについて（抜粋）

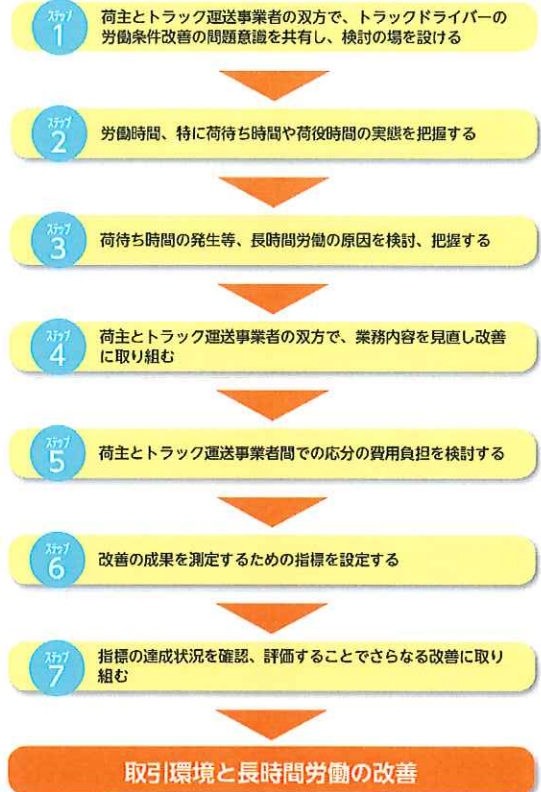
平成28年度及び29年度に各都道府県で実施したパイロット事業で得られた長時間労働改善等の知見や、荷主とトラック事業者の協力による取組みを紹介。

荷主と
運送事業者
の協力による

取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課
国土交通省 自動車局 貨物課
公益社団法人 全日本トラック協会

改善に向けたステップ



荷主とトラック事業者の協力による改善の取組みの進め方を紹介。

ステップごとの取組みの具体的なイメージと流れ

